

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 6 号

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和 2 年四日市市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（特別休暇） 第 1 4 条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。 (1)から(11)まで （略） (12) <u>中学校就学の始期に達するまでの</u> 子（配偶者の子及び児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親である会計年度任用職員に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている児童を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による</u>	（特別休暇） 第 1 4 条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。 (1)から(11)まで （略） (12) <u>小学校就学の始期に達するまでの</u> 子（配偶者の子及び児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親である会計年度任用職員に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている児童を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は</u>疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を<u>行うことをいう。</u>）のために勤務しないことが相当であると認められる

<u>学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること</u>をいう。)のために勤務しないことが相当であると認められるとき 1 の年度において5日(その養育する<u>中学校就学の始期に達するまでの子</u>が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (13)から(20)まで (略) 2 から 7 まで (略)	とき 1 の年度において5日(その養育する<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (13)から(20)まで (略) 2 から 7 まで (略)
---	---

改正後
別表第2 (第14条・第15条関係) (略) 備考 1 この表の忌引は、本人の申請日(<u>死亡日から7日以内の日</u>)から日数欄に掲げる連続する期間とする。 2 (略)

改正前
別表第2 (第14条・第15条関係) (略) 備考 1 この表の忌引は、本人の申請日(<u>死亡又は死亡の翌日</u>)から日数欄に掲げる連続する期間とする。<u>ただし、日数欄中の日数が1日の場合は、本人の申請する日に受けることができるものとする。</u> 2 (略)

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)